別紙２

原子炉目録

所　在　地　静岡県御前崎市佐倉５５６１　浜岡原子力発電所

１　１号機

原子炉型式　沸騰水型（ＢＷＲ）

熱　出　力　約１５９３ＭＷｔ

設 置 許 可　昭和４５年１２月１０日

２　２号機

原子炉型式　沸騰水型（ＢＷＲ）

熱　出　力　約２４３６ＭＷｔ

設 置 許 可　昭和４８年６月９日

３　３号機

原子炉型式　沸騰水型（ＢＷＲ）

熱　出　力　約３２９３ＭＷｔ

設 置 許 可　昭和５６年１１月１６日

４　４号機

原子炉型式　沸騰水型（ＢＷＲ）

熱　出　力　約３２９３ＭＷｔ

設 置 許 可　昭和６３年８月１０日

５　５号機

原子炉型式　改良型沸騰水型（ＡＢＷＲ）

熱　出　力　約３９２６ＭＷｔ

設 置 許 可　平成１０年１２月２５日

以　上

別紙３

関係法令の定め

**第１　原子力規制委員会設置法**（平成２４年法律第４７号。規制委設置法）

**（目的）**

**第１条**　この法律は、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

**（設置）**

**第２条**　国家行政組織法第３条第２項の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置する。

**（任務）**

**第３条**　原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原

子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。

（所掌事務）

**第４条**　原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力利用における安全の確保に関すること。

二　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

三　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

四　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

五　放射線による障害の防止に関すること。

六　核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること。

七　放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の策定及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

八　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

九　原子力利用における安全の確保に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教育及び研究に係るものを除く。）に関すること。

十　核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十一　原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律第２条第１項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

十二　所掌事務に係る国際協力に関すること。

十三　前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

十四　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、原子力規制委員会に属させられた事務

2　原子力規制委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

**（職権の行使）**

**第５条**　原子力規制委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

**（規則の制定）**

**第２６条**　原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、原子力規制委員会規則を制定することができる。

**（原子力規制庁）**

**第２７条**　原子力規制委員会の事務を処理させるため、原子力規制委員会に事務局を置く。

2　前項の事務局は、原子力規制庁と称する。

3　原子力規制庁に、事務局長その他の職員を置く。

4　前項の事務局長は、原子力規制庁長官と称する。

5　原子力規制庁長官は、委員長の命を受けて、庁務を掌理する。

6　〔略〕

**（処分等に関する経過措置）**

**附則第３条**　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条第１項において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当

規定に基づいて、相当の国の機関（以下この条において「新機関」という。）がした許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　〔略〕

**（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）**

**附則第１５条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。〔以下略。附則第１条１号、原子力規制委員会設置法の施行期日を定める政令により、施行日は平成２４年９月１９日〕

**附則第１６条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する〔以下略。附則第１条３号により、施行日は平成２５年４月１日〕

**附則第１７条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。〔以下略。附則第１条４号、原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令（平成２５年政令第１９０号）により、施行日は平成２５年７月８日〕

**附則第１８条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。〔以下略。附則第１条５号、６号、原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令（平成２５年政令第３２８号）により、施行日は平成２５年１２月１８日及び平成２６年４月１日〕

**（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置）**

**附則第１９条**　この法律の施行の際現に附則第１５条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「旧規制法」という。）第３条第１項若しくは第４４条第１項の規定によりされている指定、旧規制法第６条第１項、第１３条第１項、第１６条第１項、第２３条第１項、第２６条第１項、第３９条第１項若しくは第２項、第４３条の４第１項、第４３

条の７第１項、第４４条の４第１項、第５１条の２第１項、第５１条の５第１項、第５１条の１９第１項、第５２条第１項若しくは第５５条第１項の規定によりされている許可又は旧規制法第８条第１項、第３１条第１項、第４３条の１４第１項、第４６条の５第１項若しくは第５１条の１２第１項の規定によりされている認可は、それぞれ附則第１５条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「新規制法」という。）第３条第１項若しくは第４４条第１項の規定によりされた指定、新規制法第６条第１項、第１３条第１項、第１６条第１項、第２３条第１項、第２６条第１項、第３９条第１項若しくは第２項、第４３条の４第１項、第４３条の７第１項、第４４条の４第１項、第５１条の２第１項、第５１条の５第１項、第５１条の１９第１項、第５２条第１項若しくは第５５条第１項の規定によりされた許可又は新規制法第８条第１項、第３１条第１項、第４３条の１４第１項、第４６条の５第１項若しくは第５１条の１２第１項の規定によりされた認可とみなす。

**附則第２１条**　附則第１条第４号に掲げる規定の施行の際現に附則第１７条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第４号旧規制法」という。）第２３条第１項の規定による許可（旧発電用原子炉（第４号旧規制法第２条第５項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）以外の旧原子炉（第４号旧規制法第２条第４項に規定する原子炉をいう。次項において同じ。）の設置に係るものに限る。）についてされている申請は、附則第１７条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第４号新規制法」という。）第２３条第１項の規定による許可についてされた申請とみなす。

２　〔略〕

**附則第２２条**　附則第１条第４号に掲げる規定の施行の際現に第４号旧規制法第２３条第１項若しくは第３９条第１項の規定によりされている許可又は第４号旧規制法第３１条第１項、第３７条第１項、第４３条の２第１項、第４３条の３の

２第２項、同条第３項において準用する第４号旧規制法第１２条の６第３項、第４号旧規制法第４３条の３の３第２項若しくは同条第４項において準用する第４号旧規制法第１２条の７第４項の規定によりされている認可であって旧発電用原子炉に係る旧原子炉設置者に係るものは、それぞれ第４号新規制法第４３条の３の５第１項若しくは第４３条の３の２５第１項の規定によりされた許可又は第４号新規制法第４３条の３の１８第１項、第４３条の３の２４第１項、第４３条の３の２７第１項、第４３条の３の３２第２項、同条第３項において準用する第４号新規制法第１２条の６第３項、第４号新規制法第４３条の３の３３第２項若しくは同条第４項において準用する第４号新規制法第１２条の７第４項の規定によりされた認可とみなす。

２　〔略〕

**附則第２３条**　附則第１条第４号に掲げる規定の施行の際現に旧発電用原子炉を設置している者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して６月以内に、当該旧発電用原子炉に係る第４号新規制法第４３条の３の５第２項第９号及び第１０号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第４号新規制法第４３条の３の６第１項第２号から第４号まで（附則第１条第５号に掲げる規定の施行後においては、附則第１８条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第５号新規制法」という。）第４３条の３の６第１項第２号から第４号まで）に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

２～３　〔略〕

４　附則第１条第４号に掲げる規定の施行の際現に第４号旧規制法第２３条第１項の規定による許可（旧発電用原子炉に係るものに限る。）の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して６月以内に、当該申請に係る旧発電用原子炉に係る第４号新規制法第４３条の３の５第２項第９号及び第１０号

に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5　原子力規制委員会は、第１項に規定する者が同項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第４号新規制法第４３条の３の５第１項の許可を取り消し、又は１年以内の期間を定めて当該届出又は命令に係る新発電用原子炉（第４号新規制法第２条第５項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の運転の停止を命ずることができる。

６～９　〔略〕

**附則第２４条**　附則第１条第４号に掲げる規定の施行前に第４号旧規制法第２６条第１項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらの変更が第４号新規制法第４３条の３の８第４項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合を除く。）は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第４号新規制法第４３条の３の８第１項の規定によりされた変更の許可又は変更の許可の申請とみなす。

２　〔略〕

**附則第２６条**　附則第１条第４号に掲げる規定の施行前に第４号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第４号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

２　附則第１条第４号に掲げる規定の施行の際現に第４号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第４号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

３　〔略〕

**第２　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律**（昭和３２年法律第１６６号。原子炉等規制法）

**１　平成２４年法律第４７号附則１条１号、附則１５条による改正前のもの**（旧規制法）

**（設置の許可）**

**第２３条**　原子炉を設置しようとする者は、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める大臣の許可を受けなければならない。

一　発電の用に供する原子炉（次号から第４号までのいずれかに該当するものを除く。以下「実用発電用原子炉」という。）　経済産業大臣

二～五　〔略〕

２　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣（前項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この賞において同じ。）に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　使用の目的

三　原子炉の型式、熱出力及び基数

四　原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地〔以下略〕

五　原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六　原子炉施設の工事計画

七　原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八　使用済燃料の処分の方法

３　〔略〕

**（許可の基準）**

**第２４条**　主務大臣は、第２３条第１項の許可の申請があつた場合においては、その

申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二　その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三　その者〔中略〕に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四　原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

2　主務大臣は、第２３条第１項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第１号、第２号及び第３号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第３号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第４号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

**（変更の許可及び届出等）**

**第２６条**　原子炉設置者は、第２３条第２項第２号から第５号まで又は第８号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第４号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2　原子炉設置者は、第３２条第１項に規定する場合を除き、第２３条第２項第１号、第６号又は第７号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から３０日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。同項第４号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3　〔略〕

4　第２４条の規定は、第１項の許可に準用する。

**２　平成２４年法律第４７号附則１条４号、附則１７条による改正前のもの**（第４号旧規制法）

**（設置の許可）**

**第２３条**　原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　使用の目的

三　原子炉の型式、熱出力及び基数

四　原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに原子炉の設置の工事を行う際の船舶の所在地）

五　原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六　原子炉施設の工事計画

七　原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八　使用済燃料の処分の方法

**（許可の基準）**

**第２４条**　原子力規制委員会は、第２３条第１項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二　その者〔中略〕に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

三　原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

2　原子力規制委員会は、第２３条第１項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第１号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

**（変更の許可及び届出等）**

**第２６条**　原子炉設置者は、第２３条第２項第２号から第５号まで又は第８号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第４号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2　原子炉設置者は、第３２条第１項に規定する場合を除き、第２３条第２項第１号、第６号又は第７号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から３０日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第４号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3　〔略〕

4　第２４条の規定は、第１項の許可に準用する。

**3　現行のもの**（第４号新規制法）

**（設置の許可）**

**第４３条の３の５**　発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　使用の目的

三　発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

四　発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五　発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六　発電用原子炉施設の工事計画

七　発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八　使用済燃料の処分の方法

九　発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十　発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

十一　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

**（許可の基準）**

**第４３条の３の６**　原子力規制委員会は、前条第１項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二　その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。

三　その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第４３条の３の２２第１項及び第４３条の３の２９第２項第２号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四　発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質に

よつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

五　前条第２項第１１号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

２　前項の場合において、第４３条の３の３０第１項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第４号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

３　原子力規制委員会は、前条第１項の許可をする場合においては、あらかじめ、第１項第１号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

**（変更の許可及び届出等）**

**第４３条の３の８**　第４３条の３の５第１項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第２項第２号から第５号まで又は第８号から第１１号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第４号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第５号に掲げる事項の変更のうち第４項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

２　第４３条の３の６の規定は、前項本文の許可に準用する。

３　発電用原子炉設置者は、第４３条の３の１９第１項に規定する場合を除き、第４３条の３の５第２項第１号、第６号又は第７号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から３０日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第４号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

４　発電用原子炉設置者は、第４３条の３の５第２項第５号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉に

よる災害の防止上支障がないことが明らかな変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から３０日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

５　原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第４３条の３の６第１項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。

６　原子力規制委員会は、第４項前段の規定による届出があつた変更の内容が第４３条の３の６第１項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から３０日（次項の規定により第４項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

７　原子力規制委員会は、第４項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第４３条の３の６第１項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第４項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

８　原子力規制委員会は、第１項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本

文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。

**（設計及び工事の計画の認可）**

**第４３条の３の９**　発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この節において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

２　前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

３　原子力規制委員会は、前２項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前２項の認可をしなければならない。

一　その設計及び工事の計画が第４３条の３の５第１項若しくは前条第１項の許可を受けたところ又は同条第３項若しくは第４項前段の規定により届け出たところによるものであること。

二　発電用原子炉施設が第４３条の３の１４の技術上の基準に適合するものであること。

４～６　〔略〕

**（設計及び工事の計画の届出）**

**第４３条の３の１０**　発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（前条第１項の原子力

規制委員会規則で定めるものに限る。）であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。その設計及び工事の計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2　前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から３０日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3　原子力規制委員会は、第１項の規定による届出のあつた設計及び工事の計画が前条第３項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4　原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた設計及び工事の計画が前条第３項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から３０日（次項の規定により第２項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その設計及び工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5　原子力規制委員会は、第１項の規定による届出のあつた設計及び工事の計画が前条第３項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第２項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

6　〔略〕

**（使用前事業者検査等）**

**第４３条の３の１１**　発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2　前項の検査（次項及び第４３条の３の２４第１項において「使用前事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一　その工事が第４３条の３の９第１項若しくは第２項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第１項の規定による届出をした設計及び工事の計画（同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。

二　第４３条の３の１４の技術上の基準に適合するものであること。

3　発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により発電用原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならない。ただし、第４３条の３の９第１項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

**（発電用原子炉施設の維持）**

**第４３条の３の１４**　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。ただし、第４３条の３の３４第２項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

**（許可の取消し等）**

**第４３条の３の２０**　原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き１年以上その運転を休止したときは、第４３条の３の５第１項の許可を取り消すことができる。

2　原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、第４３条の３の５第１項の許可を取り消し、又は１年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一　第４３条の３の７第２号から第４号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二　第４３条の３の８第１項本文の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三　第４３条の３の８第４項後段の規定に違反し、又は同条第６項の規定による命令に違反したとき。

四　第４３条の３の２３の規定による命令に違反したとき。

五　第４３条の３の２４第１項若しくは第４項の規定に違反し、又は同条第３項の規定による命令に違反したとき。

六　第４３条の３の２６第２項において準用する第４３条の規定による命令に違反したとき。

七　第４３条の３の２７第１項の規定に違反したとき。

八　第４３条の３の２７第２項において準用する第１２条の２第３項の規定による命令に違反したとき。

九　第４３条の３の２７第２項において準用する第１２条の２第４項の規定に違反したとき。

十　第４３条の３の２８第１項の規定に違反したとき。

十一　第４３条の３の２８第２項において準用する第１２条の５の規定による命令に違反したとき。

十二　第４３条の３の３２第１項又は第３項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。

十三　第４３条の３の３２第９項の規定による命令に違反したとき。

十四　第４３条の３の３４第１項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五　第４３条の３の３４第２項の規定に違反したとき。

十六　第５８条第２項の規定に違反し、又は同条第３項の規定による命令に違反したとき。

十七　第５９条第２項の規定に違反し、又は同条第４項の規定による命令に違反したとき。

十八　第５９条の２第２項の規定に違反したとき。

十九　第６１条の８第１項若しくは第４項の規定に違反し、又は同条第３項の規定による命令に違反したとき。

二十　第６２条の２第１項又は第２項の条件に違反したとき。

二十一　原子力損害の賠償に関する法律第６条の規定に違反したとき。

二十二　原子力災害対策特別措置法第７条第４項、第８条第５項、第９条第７項、第１１条第６項又は第１３条の２第２項の規定による命令に違反したとき。

**（保安規定）**

**第４３条の３の２４**　発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一　第４３条の３の５第１項若しくは第４３条の３の８第１項の許可を受けたところ又は同条第３項若しくは第４項前段の規定により届け出たところによるものでないこと。

二　核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

**第３　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則**（昭和５３年通商産業省令第７７号。実用炉則又は実用炉規則）

**（定義）**

**第２条**　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「放射線」とは、原子力基本法第３条第５号に規定する放射線又は１メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であって、自然に存在するもの以外のものをいう。

二～十二〔略〕

**（発電用原子炉の設置の許可の申請）**

**第３条**　法第４３条の３の５第２項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　〔略〕

二　法第４３条の３の５第２項第５号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ　発電用原子炉施設の位置

（１）　敷地の面積及び形状

（２）　敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置

ロ　発電用原子炉施設の一般構造

（１）　耐震構造

（２）　耐津波構造（設置許可基準規則第五条第一項に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

（３）　その他の主要な構造

ハ　原子炉本体の構造及び設備〔細目略〕

ニ　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備〔細目略〕

ホ　原子炉冷却系統施設の構造及び設備〔細目略〕

ヘ　計測制御系統施設の構造及び設備〔細目略〕

ト　放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備〔細目略〕

チ　放射線管理施設の構造及び設備〔細目略〕

リ　原子炉格納施設の構造及び設備〔細目略〕

ヌ　その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備〔細目略〕

三～八　〔略〕

２～４　〔略〕

**（重大事故）**

**第４条**　法第４３条の３の６第１項第３号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

一　炉心の著しい損傷

二　核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

**第４　原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則**（平成２５年原子力規制委員会規則第４号。関係規則整備規則）

**（施行期日）**

**附則第１条**　この規則は、原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という。）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（平成２５年７月８日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～二　〔略〕

**（経過措置）**

**附則第３条**　この規則の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であって、この規則の施行により設置法附則第１７条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第４号新規制法」という。）第４３条の３の９第１項又は第４３条の３の１０第１項の規定に該当するもの（設置法附則第４１条の規定による改正前の電気事業法（〔括弧内略〕）第４７条第１項又は第４８条第１項の規定に該当するものを除く。）については、第４号新規制法第４３の３の９第１項又は第４３条の３の１０第１項の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

## 第５　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

（平成２５年原子力規制委員会規則第５号。設置許可基準規則）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の６第１項第４号の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

### 第１章　総則

**（定義）**

**第２条**　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「放射線」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第２条第２項第１号に規定する放射線をいう。

二　「通常運転」とは、設計基準対象施設において計画的に行われる発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料体の取替えその他の発電用原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

三　「運転時の異常な過渡変化」とは、通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

四　「設計基準事故」とは、発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

五　「安全機能」とは、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能

であって、次に掲げるものをいう。

イ　その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能

ロ　発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能

六　「安全機能の重要度」とは、発電用原子炉施設の安全性の確保のために必要な安全機能の重要性の程度をいう。

七　「設計基準対象施設」とは、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものをいう。

八　「安全施設」とは、設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものをいう。

九　「重要安全施設」とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。

十　「工学的安全施設」とは、発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常による発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷又は炉心の著しい損傷により多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制し、又は防止するための機能を有する設計基準対象施設をいう。

十一　「重大事故等対処施設」とは、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するための機能を有する施設をいう。

十二　「特定重大事故等対処施設」とは、重大事故等対処施設のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生する

おそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものをいう。

十三　「設計基準事故対処設備」とは、設計基準事故に対処するための安全機能を有する設備をいう。

十四　「重大事故等対処設備」とは、重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。

十五　「重大事故防止設備」とは、重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備をいう。

十六　「重大事故緩和設備」とは、重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備をいう。

十七　「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する２以上の系統又は機器が同一の発電用原子炉施設に存在することをいう。

十八　「多様性」とは、同一の機能を有する２以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（２以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。以下同じ。）又は従属要因（単一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。以下同じ。）によって同時にその機能が損なわれないことをいう。

十九　「独立性」とは、２以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転

状態において、物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することにより、共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれないことをいう。

二十～四十　〔略〕

四十一　「兼用キャスク」とは、使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク（第１６条第２項第２号及び同条第４項において「キャスク」という。）のうち、使用済燃料の工場等外への運搬に使用する容器に兼用することができるものとして、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第６条又は第７条及び第１１条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものをいう。

## 第２章　設計基準対象施設

### （設計基準対象施設の地盤）

**第３条**　設計基準対象施設は、次条第２項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあっては、同条第３項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

２　耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

３　耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。〔以下略〕

### （地震による損傷の防止）

**第４条**　設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければな

らない。

2　前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3　耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4　耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

5～7　〔略〕

**（津波による損傷の防止）**

**第５条**　設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

2　〔略〕

**第３章　重大事故等対処施設**

**（重大事故等の拡大の防止等）**

**第３７条**　発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

2　発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

3　発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合におい

て、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

4　発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

**（重大事故等対処施設の地盤）**

**第３８条**　重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。

一　重大事故防止設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故防止設備」という。）であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故防止設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二　常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　第四条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

三　重大事故緩和設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故緩和設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

四　特定重大事故等対処施設　第４条第２項の規定により算定する地震力が作用した場合及び基準地震動による地震力が作用した場合においても当該特定

重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

2　重大事故等対処施設（前項第２号の重大事故等対処施設を除く。次項及び次条第２項において同じ。）は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3　重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

**（地震による損傷の防止）**

**第３９条**　重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。

一　常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二　常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　第４条第２項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。

三　常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

四　特定重大事故等対処施設　第４条第２項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

2　重大事故等対処施設は、第４条第３項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

**（津波による損傷の防止）**

**第４０条**　重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

**第６　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則**（平成２５年原子力規制委員会規則第６号。技術基準規則）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４３条の３の１４第１項の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

**第１章　総則**

**（定義）**

**第２条**　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「放射線」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第２条第２項第１号に規定する放射線をいう。

二　「通常運転」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）第２条第２項第２号に規定する通常運転をいう。

三　「運転時の異常な過渡変化」とは、設置許可基準規則第２条第２項第３号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。

四　「設計基準事故」とは、設置許可基準規則第２条第２項第４号に規定する設計基準事故をいう。

五　「設計基準対象施設」とは、設置許可基準規則第２条第２項第７号に規定する設計基準対象施設をいう。

六　「工学的安全施設」とは、設置許可基準規則第２条第２項第１０号に規定する工学的安全施設をいう。

七　「重大事故等対処施設」とは、設置許可基準規則第２条第２項第１１号に規定する重大事故等対処施設をいう。

八　「特定重大事故等対処施設」とは、設置許可基準規則第２条第２項第１２号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。

九　「安全設備」とは、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環境条件において、その損壊又は故障その他の異常により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせる設備であって次に掲げるものをいう。

イ　一次冷却系統に係る設備及びその附属設備

ロ　反応度制御系統（設置許可基準規則第２条第２項第２７号に規定する反応度制御系統をいう。以下同じ。）に係る設備及びそれらの附属設備

ハ　安全保護装置（運転時の異常な過渡変化が発生する場合、地震の発生により発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合及び一次冷却材喪失その他の設計基準事故時に原子炉停止系統を自動的に作動させ、かつ、発電用原子炉内の燃料体の破損又は発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷による多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、工学的安全施設を自動的に作動させる装置をいう。以下同じ。）、非常用炉心冷却設備（原子炉圧力容器内において発生した熱を通常運転時において除去する発電用原子炉施設が設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間にその機能を失った場合に原子炉圧力容器内において発生した熱を除去する設備をいう。以下同じ。）その他非常時に発電用原子炉の安全性を確保するために必要な設備及びそれらの附属設備

ニ　原子炉格納容器及びその隔離弁

ホ　非常用電源設備及びその附属設備

十　「設計基準事故対処設備」とは、設置許可基準規則第２条第２項第１３号に規定する設計基準事故対処設備をいう。

十一　「重大事故等対処設備」とは、設置許可基準規則第２条第２項第１４号に規定する重大事故等対処設備をいう。

十二　「重大事故防止設備」とは、設置許可基準規則第２条第２項第１５号に規定する重大事故防止設備をいう。

十三　「重大事故緩和設備」とは、設置許可基準規則第２条第２項第１６号に規定する重大事故緩和設備をいう。

十四～五十五　〔略〕

## 第２章　設計基準対象施設

### （設計基準対象施設の地盤）

**第４条**　設計基準対象施設は、設置許可基準規則第３条第１項の地震力が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。〔以下略〕

### （地震による損傷の防止）

**第５条**　設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第４条第２項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

２　耐震重要施設は（設置許可基準規則第３条第１項に規定する耐震重要施設をいう。）、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第４条第３項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

３　耐震重要施設が設置許可基準規則第４条第３項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

４～６　〔略〕

### （津波による損傷の防止）

**第６条**　設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）が基準津波（設置許可基準規則第５条第１項に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じな

ければならない。

2　〔略〕

## 第３章　重大事故等対処施設

### （重大事故等対処施設の地盤）

**第４９条**　重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に施設しなければならない。

一　重大事故防止設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故防止設備」という。）であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故防止設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二　常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　設置許可基準規則第４条第２項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

三　重大事故緩和設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故緩和設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

四　特定重大事故等対処施設　設置許可基準規則第４条第２項の規定により算定する地震力が作用した場合及び基準地震動による地震力が作用した場合においても当該特定重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

### （地震による損傷の防止）

**第５０条**　重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより施設しなければならない。

一　常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。

二　常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　設置許可基準規則第４条第２項の規定により算定する地震力に十分に耐えること。

三　常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）　基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。

四　特定重大事故等対処施設　設置許可基準規則第４条第２項の規定により算定する地震力に十分に耐え、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。

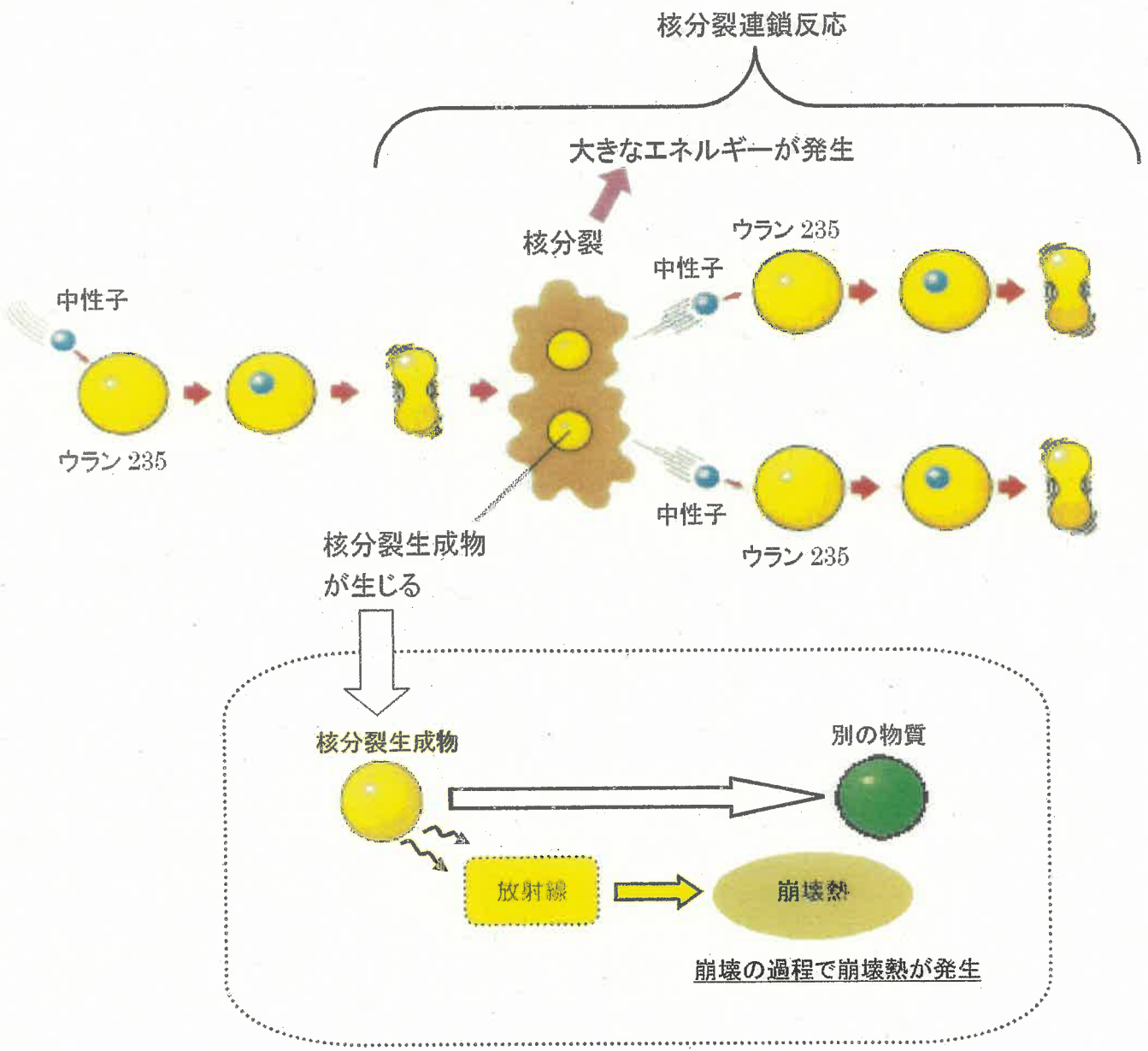
２　重大事故等対処施設（前項第２号の重大事故等対処施設を除く。）が設置許可基準規則第４条第３項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

**（津波による損傷の防止）**

**第５１条**　重大事故等対処施設が基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

以　上

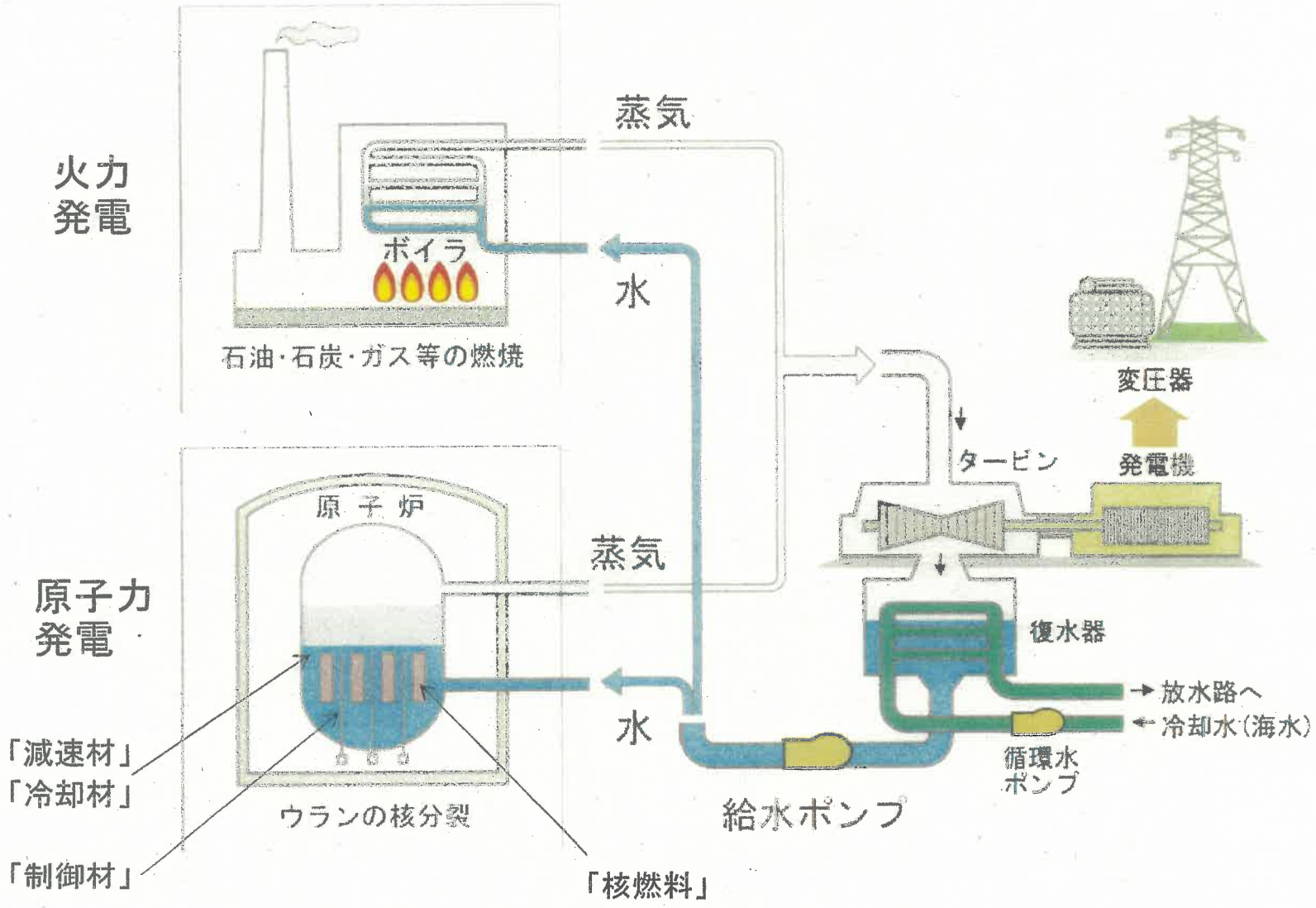
# 図2 ウラン原子の核分裂






別紙4

# 図3 原子力発電の仕組み




別紙5